

子ども・子育て支援事業計画の概要について一国の考え方

1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

子ども・子育て支援法の基本理念および子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を策定する。(基本理念・意義については別紙参照)

幼児期の学校教育・保育(幼稚園・保育施設)及び地域子ども・子育て支援事業(資料5参照)については、現在の「利用状況」+「利用希望」を踏まえて計画を策定する。

計画策定段階において、一定期間ごと(例えば四半期ごと)に市町村と都道府県の協議・調整を行う。

区市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、または変更しようとするときは、審議会その他の合議制の機関(地方版子ども・子育て会議)または子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くほか、地域住民の意見を反映させるために必要な措置(パブリックコメント等)を講ずるよう努める。

2 必須記載事項

(1)教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域を定める。

(2)教育・保育について

各年度における教育・保育の量の見込み

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定める。

実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容およびその実施時期

上記の「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)を定める。

(3)地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。

実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

上記の「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)を定める。

(4)幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方

質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携 等

幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進

3 任意記載事項

(1)産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業の整備

(2)子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載。

児童虐待防止対策の充実

母子家庭および父子家庭の自立支援の推進

障害児施策の充実等

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

都道府県、地域の企業、労働者団体、都道府県労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組の推進

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

・労働者、事業主、住民の理解促進・具体的な実現方法の周知のための広報・啓発

・好事例の収集・提供等

・仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の表彰 等

4 その他

(1)子ども・子育て支援事業計画の作成の時期

「量の見込み」及び「確保方策」を平成26年9月中にとりまとめ、平成26年度中に子ども・子育て支援事業計画を策定する。

(2)子ども・子育て支援事業計画の期間

区市町村子ども・子育て支援事業計画の期間は、法の施行の日から5年を1期として策定する。(平成27年度～平成31年度)

(3) 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検および評価

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て会議等を活用し、達成状況について、毎年度点検・評価を行う。

(4) 子ども・子育て支援事業計画の見直し

子ども・子育て支援事業計画に定めた量の見込みと実際の認定状況に乖離がある場合等は、中間年を目安として、計画を見直す。

(5) 子ども・子育て支援事業計画の公表

子ども・子育て支援事業計画に作成したときは、都道府県に提出するほか、これを公表する。

子ども・子育て支援法の基本理念（第二条）

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

基本指針の子ども・子育て支援の意義

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。

障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。

乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。